

入院時食事療養費(Ⅰ)の届出により受けられるサービスについて

当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。以下の図のように標準負担額をご負担いただきます。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）			
一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	510円	
		300円	指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ	240円	過去1年間の入院期間が90日以内
		190円	過去1年間の入院期間が90日超
該当なし	低所得者Ⅰ	110円	

入院時生活療養費（Ⅰ）・生活療養標準負担額				
療養病棟に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費（1食）	居住費（1日）
一般	①一般の患者（下記に該当しない方）		510円	370円
	②厚生労働大臣が定める者（医療区分2・3に該当する者）（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		510円	370円
	③指定難病患者（低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）		300円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ（⑤・⑥に該当しない者）		240円	370円
	⑤低所得者Ⅱ （医療区分2・3に該当）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	370円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
	⑤低所得者Ⅱ （指定難病患者）	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	240円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	190円	
低所得者Ⅰ ※70歳以上	⑦低所得者Ⅰ（⑧・⑨・⑩・⑪に該当しない者）		140円	370円
	⑧低所得者Ⅰ（医療区分2・3に該当する者）		110円	370円
	⑨低所得者Ⅰ（指定難病患者）		110円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者（負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者。）			